

5 . 計画の推進

「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画		関連施策及び実施状況	
項 目	事 項	施 策	実 施 状 況
	<p>(2) 本行動計画の実施に当たっては、人権擁護施策推進法に基づき法務省に設置された、人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項等を調査・審議する人権擁護推進審議会における検討結果を反映させる。</p>	<p>・人権擁護推進審議会経費(12,491千円) (法務省)</p>	<p>「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項について」(諮問第1号)を中心に審議がなされた(平成10年度は、合計14回の会議を開催)。</p>